

文化財多言語解説整備事業国庫補助要項

平成30年5月29日
文化庁長官決定
平成31年4月1日
令和3年4月1日
令和5年3月13日
令和6年5月27日
令和7年4月1日
令和8年4月13日
改 正

1. 趣旨

この要項は、文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）交付要綱（平成30年5月29日文化庁長官決定）に基づき、文化財多言語解説整備に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、文化財所有者、文化財管理者、地方公共団体、法人格を有する団体（民間事業者を含む）またはこれらによって構成される協議会等とする。

3. 実施方法

- (1) 補助事業者（以下「事業者」という。）は、上記1. 趣旨に基づき、別に定める文化財多言語解説整備事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、文化庁長官（以下「長官」という。）に提出する。
- (2) 長官は、提出された実施計画書に盛り込まれた事業に対して補助を行う。
- (3) 事業者は、別に定める文化財多言語解説整備事業成果報告書を作成し、別に定める期限までに長官に提出する。
- (4) 事業者は、実施計画書の内容に変更が生じる場合は、速やかに長官に報告することとする。

4. 補助対象事業

補助対象となる事業は、国が指定、選定、登録した文化財（以下「国指定等文化財」という。）及び日本遺産の構成文化財、観光庁「地域観光資源の多言語解説整備事業」により解説文を作成された文化財を対象にして、訪日外国人旅行者の地域での満足度の向上に資するデジタル技術等を利用した多言語解説にかかるコンテンツを制作する事業とする。

5. 補助対象経費

補助対象となる経費は、補助対象事業の実施に係る経費とし、その明細は別表のとおりとする。

6. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の1/3（33%）を限度とする。

ただし、複数の文化財を一体のものとして多言語解説整備を行う場合であって、かつ、外国人旅行者の満足度の向上に高く寄与するものと認められる場合において、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。

ただし、補助対象経費の98%を上限とする。

特に必要と認められる調整の要件は、以下のとおりとする。

- (1) 補助対象となる国指定等文化財が3つ以上である場合には、補助率に10%の加算を行うことができる。

- (2) 文化財所有者又は文化財管理者が補助事業者となる場合(協議会等である場合は、構成団体に文化財所有者等が参加している場合)には、補助率に10%の加算を行うことができる。
- (3) 「国宝重要文化財等保存・活用事業費」(重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災、公開活用事業)の修理事業をした国宝又は重要文化財の建造物(当該補助期間中又は当該補助事業を終了した年度から3年以内)である場合、補助率に10%の加算を行うことができる。
- (4) 他の国際観光旅客税を充当する事業(本事業は除く)と連携して実施している場合には、補助率に10%の加算を行うことができる。特に観光庁「地域観光資源の多言語解説整備事業」により多言語解説文を作成したものを媒体化する場合には、更に10%の加算を行うことができる。
- (5) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和2年法律第18号)の認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- (6) 文化財保存活用地域計画又は歴史的風致維持向上計画を認定されている地方公共団体の域内において実施される事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- (7) 本事業に観光庁の観光地域づくり法人の登録制度により登録された登録観光地域づくり法人(登録DMO)が補助事業者の構成団体として参加している場合には、補助率に10%の加算を行うことができる。ただし、項目(5)を適用する場合には、本項目は補助率に5%の加算を行うことができるとする。

附 則 (令和8年4月13日)

この要綱は、令和8年4月13日から施行する。なお、この要綱の施行前に改正前の要綱に基づき交付された補助金については、従前の例による。

(別表)

名称	項	目	目の細分	説明
文化財多言語解説整備事業	事業費	賃金	〇〇員賃金 資料整理等賃金	
		共済費	〇〇保険	
		報償費	会議出席謝金 原稿執筆謝金 監修謝金 〇〇謝金	
		旅費	普通旅費 費用弁償	現地踏査旅費、調査旅費、連絡旅費、外部有識者等
		使用料及び借料	借料及び損料 〇〇借料 〇〇損料	
		役務費	通信運搬費 手数料	
		委託費	コンテンツ制作委託費 〇〇委託費	
		請負費	請負費	機器設置にかかる工事請負費等
		備品購入費	備品購入費	展示等機器 多言語で解説を受けるための必要な諸機材
		原材料費	〇〇費	
		需用費	消耗品費 印刷製本費	単価が10万円未満(税込)のものに限る。